

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和六年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

百十kV東尾道支線一部ルート変更工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

尾道市高須町字国竹山二〇七五五番

五 立ち入ることができる期間

令和六年四月二十二日から令和六年九月三十日まで